諮問機関：丸亀市
諮問日：平成 24 年 8 月 24 日（24 企税第 170 号）
答申日：平成 24 年 9 月 20 日（24 年度諮問第 1 号）
件名：市税等滞納整理業務に関する個人情報の外部提供について

答　　申

１　丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 8 号の「公益上特に必要があるもの」と認められる。

２　諮問に至るまでの経過

実施機関は平成 23 年度から 3 ヵ年計画で、中讃広域行政事務組合租税債権管理機構（以下、「機構」という。）へ市税の滞納繰越分の移管を進めている。

市税の滞納整理事務を行う上で必要となる住民情報（本人の住所、氏名、生年月日、性別、本籍）等は実施機関が保有する個人情報であるため、機構は実施機関に文書で照会を行い、それに対し、実施機関は同様に文書で回答している。

移管件数が進むにつれ、照会件数も増大しており、実施機関は回答文書の作成に時間を費やし、本来業務に支障をきたしている状況である。

また、機構では、照会を出してから回答をもらうまでに時間が掛かっているため、最新の情報が把握できず、滞納者とのトラブルが生じている。

そこで、実施機関と機構を通信回線で結び、機構は実施機関が保有するシステムにアクセスし、機構が移管された滞納者の個人情報を閲覧できる仕組みを構築することで、これらの問題を解決したいと考えているため、このことについて、条例第 8 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、審査会に諮問がなされた。

３　審査会の意見

通信回線を接続して実施機関が保有する個人情報を機構へ提供することについては、納税者とのトラブル防止及び行政事務の効率化の観点から妥当と判断する。

なお、機構による個人情報の閲覧にあたっては、実施機関が提案する安全な通信回線の確保、システム操作者の制限及び ID・パスワード付与による操作履歴の管理を行うなど、個人情報の保護に最大限の注意を払い、積極的にセキュリティ対策にも取組むこと。

４　審査の経過

当審査会は、本件諮問案件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　平成 24 年 8 月 27 日　　諮問書の受理

②　平成 24 年 8 月 28 日　　審査会